

4月から家電リサイクル法スタート

4月1日から家電製品を資源として有効に活用することを目的に、「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」がスタートします。

負担額は

どのくらい？

この法律により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目はリサイクルの対象となり、処分方法が変わります。

4月からは、これら4品目を処分するためには、

①処分する製品を購入した小売店に引渡す

②同種の製品を買い換える小売店に引渡す

という2通りの方法で小売店に引取を依頼してください。なお、小売店は法律で引取義務が課せられます。

小売店に引渡す際に、処分を依頼する人は処理料金と指定引取場所までの収集運搬料金を支払わなければなりません。先頃各家電メーカーが発表した4品目の処理料金は左表のとおりです。

| | |
|------|--------|
| エアコン | 3,500円 |
| テレビ | 2,700円 |
| 冷蔵庫 | 4,600円 |
| 洗濯機 | 2,400円 |

なお、この他に必要な、指定引取

場所までの収集運搬料金は、各小売店が表示されることとなります。

引渡しに困った

ときはどうするの？

処分する製品を購入した小売店が廃業で存在しない場合や引越で遠方になった場合で引渡すことができないときに限り、八日市場市ほか三町環境衛生組合へ処分を依頼することができますが、小売店に支払うのと同様に処理料金と指定引取場所までの収集運搬料金が必要となります。なお、収集運搬料金は決まり次第お知らせします。

家電製品に限らず、ごみを減らすためには、一つのことを大切に長く使うという心がけが大切です。もう一度、身近なところから見直してみよう。

問合せ 住民課環境係

☎1211 内線1221

